

水道法改正へ。国民の命の水を民営化→ハゲタカ外資へ献上!?

本年3月7日、安倍内閣は「水道法の改正案」を閣議決定。国会に提出しました。改正といえば「正しく改める」と読めますが、果たして正体は何か？考えてみました。

水道法改正のポイント

- 1.市町村などが手掛ける水道事業の統合・広域化を促進するため都道府県に水道事業再編計画の策定を求め、経営規模の拡大をもって施設の更新などに対応できるようにする。
- 2.地方公共団体が、水道事業者としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の認可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間業者に設定できる仕組みを導入する。

上記2つの目的の内、1の統合・広域化はこれまでも進めてきたもので、茨城県でも地域の簡易水道を市町村水道に組み入れるとか、市町村水道を広域水道事業に吸収してきています。だから、本当の目的は2の民営化にあることは歴然。しかも「世界で一番企業が活躍しやすい国を目指す」と、大見得を切った我が安倍総理のことですから、水道の民営化＝外資への門戸開放にあると言えるでしょう。

第2次安倍政権発足直後から、試みられていた水道の民営化

水道事業の民営化は何も2017年になって急に政権課題になったわけではありません。



2012年12月に第2次安倍政権が発足してから4ヶ月後の2013年4月、政権NO.2の麻生副総理が渡米して、これを宣言しているのです。米国・戦略国際問題研究所(CSIS)という民間シンクタンクでの講演で、「世界中ほとんどの国ではプライベートの会社が水道を運営しているが(中略)、日本では全て国営もしくは市営・町営でできて、こういったものをすべて、民営化し

ます」と発言しているのです。

このCSIS、要注意です。例えば特定秘密保護法、安保法制(戦争法)、共謀罪など、アベ政治の暴挙はCSISのコントロール下にあると言われています。「何とも怖いところで、怖いことを言ったもんだ」と言わざるを得ません。何故なら、あの場で民営化を約束すると言うことは、米国をはじめ世界のハゲタカ外資に「イラッシャイ」と言ったも同然なので...。なお、「世界中ほとんどの国ではプライベートの会社(私企業)が水道を運営している」というのは、麻生副総理の事実誤認です。

水道の民営化で何が起きるのか。先発した国々に見る現実。

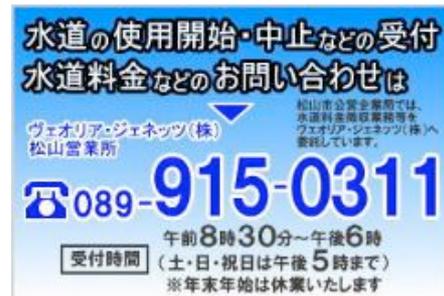
世界では1990年代から2000年代を通じて民営化したものが、再び公営に戻りつつあるのが現実です。パリ、ベルリン、ジャカルタなどですが、例えば米国のアトランタでは1998年に所有はアトランタ市、運営は民間企業のUWS社(仏スエズ社の子会社)に委託しました。ところが配水管損傷で水が出ない、泥水が地上に噴出する等トラブルが続出。わずか4年後の2003年には契約解除という事態になりました。UWS社は「アトランタ市が施設の状況を十分に知らせなかった、そのため作業負担が想像外に大きくなった」と主張しました

が、公共性の高い水道事業を民営化すること自体に無理があったと言えましょう。

日本では大阪市、松山市で蠢きが...

2012年3月9日、当時の橋下徹大阪市長は、「市の水道事業の民営化を目指す」との考えを発表。そして2014年6月19日、大阪市は水道事業の民営化を正式に決定。実現すれば全国初で、日本の水道民営化の「先行モデル」として、大阪市が先陣を切ることになる予定でしたが、2017年3月、「安さが売りの大阪の水道に民営化はいりまへん」との市民の声が勝り廃案になりました。

そんな中、実際に民営化へ動き出したのが愛媛県松山市です。松山市は2012年度から、世界最大の水道会社である仏ヴェオリア・ウォーター社に、浄水場などの運転業務や施設のメンテナンスを委託。世界の水メジャーによる、日本の水道事業への本格参入として注目されています。一方、こうした動きを懸念する市民の声は多く、松山市はHP上で「松山市では、すでに平成16年度から、水道事業の業務のうち『浄水場の運転や設備の保守』についてヴェオリア・ジャパン株式会社と委託契約しておりますが、この業務委託は、『浄水場の運転や設備の保守』に限られたものであり、水道事業の運営自体を委託しているものではありません。...」と、不安解消にやっきになっています。ヴェオリア・ジェネッツ(株)の名が載るHP



大阪・松山、2つの事例は「民営化未遂?」と「部分委託」で事態は異なりますが、両者とも甚だ危険な要素をはらんでいます。大阪市の場合は、水道局を市から切り離し、市が100%出資する株式会社に改組。浄水場や水道管などの資産は市が保有し続けるものの、3~5年を目途に株式を民間に譲渡する予定でした。その場合、新自由主義の権化とも言われる橋下徹氏のことですから、外資に売却する可能性もあったと言えます。松山市の場合は一部の運営委託とはいえ、海外の水メジャーを引き入れており、今後の成り行き次第ではすべてハゲタカに食い荒らされる危険性は否定できません。

公営事業には公営にする理由がある。

公営事業とは、国民(住民)の生活に直結し、社会の基盤になる施設やサービスを国や自治体が行う事業です。交通機関、水道、下水道、道路、など。これらは憲法が保障する基本的人権、生存権、幸福追求の権利に対応するものです。誰もが等しく利用し、サービスを受ける権利を有するものですから、「公共の財産」と位置付けるべきものでしょう。間違っても、私企業の利潤追求の具に供してはならないものです。



不採算路線の廃止が進む JR 北海道

甚だしいのは JR 北海道。もともと黒字化は無理と承知しながらの民営・分社化。人件費、安全、サービスなどすべてのコストを削っても叶わぬとなれば、なり振り構わず「赤字路線の廃止」へと突き進んでいます。そこには地域住民の痛みへの配慮、自らが公共財であるとの認識は微塵もありません。これが企業経営の論理、資本の原理です。

この現実を私たちは「水道事業」に置き換えて考えなければなりません。

人の命を支える水道事業は

私たちの血税と水道料金でつくられ支える「私たちの財産」です。

ハツ場ダムなど水源開発は、国税と受益都県の住民税でつくられます。そして市町村の水道事業は、すべてのコストを水道料金で賄う※総括原価方式で運営されています。つまり、水道事業とは年金や健康保険のように管理者(事業者)のものではなく、私たちの財産そのものなのです。何より、「水は人の命を支える真の公共財」です。一政権の思惑で私企業に売却するなど許されるものではありません。※総括原価方式の説明は巻末にあります。

改正水道法案の目玉は「運営権の民間譲渡」。運営委託とは天と地ほどに違います。

国鉄民営化は、鉄道という事業資産も売却する完全民営化でした。この場合は、事業を継承した民間会社が固定資産税を負担します。これに対し、最近増えているのが「インフラの所有は自治体、運営だけを委託する」という上下分離方式の「民営化」です。小泉改革時代の高速道路民営化や、新幹線開設で第3セクター化した地方在来線に事例があります。改正水道法案で言っているのは、こうした「民営化」です。前述のアトランタの事例も、これと同じです。

実は現在でも、水道事業の民間委託は進んでいます。料金徴収、保守点検など多くの水道サービスが民間に外部委託されていました。法的には、2001年の水道法の改正により水道事業の外部委託が制度化されたといわれていますが、実際には1980年頃から約20年間、現場では民間委託がなし崩しに拡大しつつある状況だったとも言われています。現在では、水道事業の専門職員が極めて少なくなり、技術の継承がほとんど不可能になってきているとも言われています。

しかし、水道法改正案で想定する運営権の民間委託は、運営権そのものを民間に売却する道を開くものであり、水道事業という公的な責務そのものが企業経営の論理で動いていきます。極めて危険な事態です。

例えば、大地震など自然災害で施設が損壊した場合、その復旧費用は水道事業者側が持つというもの。私たちの財産を“私企業に大盤振る舞い”する算段です。

避けられない水質悪化。どんどん上がる水道料金

新自由主義における私企業の目的は利益の追求と投資家への配当につきまします。その手段はコストの削減と売上の拡大。コストの削減は、JRで見られるように人件費と施設の維持管理費を抑えること。つまり安全は二の次になることは必定。売上の拡大はマーケットが飽和状態にあり、しかも独占企業ですから水道料金の値上げでカバーすることは想像するま

でもありません。だから代替手段を持たない利用者は、不買運動はおろか値上げ反対の声すら届かない状態に陥ります。こんなことを承知の上で水道法を改正する目的は明らか。私たちの財産や命を外資に売り渡しても、GDPを上げたいアベノミクスにあるのです。

※総括原価方式とは...
茨城県を例にとれば、企業局から市町村などの水道事業者への供給料金には、水源開発で分担した費用、起債利息、その後の維持費、減価償却費、修繕費、企業局の人件費を含む総費用。そして市町村事業者の取水場、浄水場、配水場、配管などの建設費、それらの起債利息、維持管理費、その他人件費を含む総費用を水道料金に付加するものです。

つまり、水道事業は公共性が高いことから利益を求めるものでは



なく、かかる費用はすべて水道料金(一部税金)で賄う方式です。と言うことは、水道事業の主体は水道料金を払っている私たち利用者であり、事業者はあくまでも管理者に過ぎません。まして国のものでありません。

一方で、こうした赤字を出さない仕組みにあぐらをかき、無駄な水源開発を行い、無秩序に水道施設を拡大したことは、公営企業の弊害にある。と認識する必要もあります。

水は余ってる。という声を踏みにじり、無駄な水源開発を強行した責任はどこへ。

ハッ場ダムの基本計画が立てられた 1986 年。この時には利根川上流の矢木沢ダムなど



8基のダムの内7基はできていました。8基めの奈良俣ダムが完成したのは1991年です。

その後1992年から2015年までの23年間に利根川流域6都県の1日最大給水量は約243万トン減少。茨城県の2014年度1人1日最大給水量354ℓを当てはめると686万人分=茨城県と栃木県、群馬県の人口を合わせた水需要が消えたのです。それでも国は湯西川ダムをつくり、ハッ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水をつくり続けています。こうした

工事が進むハッ場ダム 2017年5月 提供:ハッ場あしたの会 した事実を見ぬかのように日本政策投資銀行は、30年後には水需要の減少、老朽施設の更新などで水道料金は現状より60%上がる見込みと発表(2017.6.13朝日新聞)。国家権力の傲慢さと無責任を絵にかいたような構図です。

水道法改正案は、これまでの水行政の失政の責任を放り出すこと…と見受けます。

上述したように水道会計の逼迫、膨大な水余りは以下のような失政に外なりません。

1. 将来の人口、水需要を過大に見積もり、必要のない水源開発を続けてきたこと。
2. 開発水量に合わせて拡大した30兆円にも上る水道インフラが一斉に老朽化し、更新が迫られていること。
3. 今後50年・100年と続く人口減少に水道事業の見通しが立たないこと。

どれもが私たちがハッ場ダム裁判で指摘していたものばかりです。私たちは先ずこの失政の責任を明らかにするべきと考えます。そして今後の方針は納税者であり、最終需要者である国民を交え、真に民主的な方法をもって決めるべきだと思います。「国民の命の水を売り渡す」安易な民営化、外資への開放は断じて許されるものではありません。

水源連共同代表の遠藤保男さんは「公営の失敗は明らか。民営化はもっと危ない。それなら生活協同組合方式にしたらどうだろう…」と語っています。

※水道法改正は、共謀罪を先行させた国会運営により審議されず「継続審議」となりました。しかし油断は禁物です。国はもとより県、市町村の動きにも注意する必要があります。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛
事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768